

15 印 紙 税

15 - 1 課 税 状 況

	税 額	納 税 人 員
税 印 押 な つ (第 9 条 関 係)	千円 6,445	人 405
印紙税納付計器の使用によるもの (第 10 条 関 係)	6,677,417	5,905
書 式 表 示 (第 11 条 関 係)	19,604,572	27,598
預金通帳の一定時納付によるもの (第 12 条 関 係)	11,390,961	88
計	37,679,395	33,996
充 当 税 額	94,255	-
差 引 計	37,585,140	-
過 少 申 告 加 算 税	27,298	-
無 申 告 加 算 税	10,353	-
重 加 算 税	-	-
過 怠 税	759,342	5,327
還 付 金 額	314,681	-
印 紙 税 納 付 計 器	設 置 者 数 2,112 人 設 置 台 数 3,187 台	

調査対象等 : 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の現金納付による印紙税の課税事績を示したものである。

(注) 印紙税は、原則として証書や帳簿に相当額の印紙をちょう付して納税することになっているが、株券、債権等のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙ちょう付による手数を省くため例外的に相当額を現金で納付することを認めている。

この場合、課税物件に政府の定める書式による表示をすることを書式表示といい、税印の押なつを受けることを税印押なつという。

15 - 2 課税状況の累年比較

年 度	税 額				納 税 人 員
	税 印 押 な つ	印紙税納付計器 の使用によるもの	書 式 表 示	預金通帳の一定 時納付によるもの	
	千円	千円	千円	千円	人
12	14,968	7,572,966	21,612,883	11,712,447	37,717
13	10,466	7,424,482	21,060,979	10,978,793	36,601
14	10,215	7,004,578	20,848,187	10,497,347	35,462
15	8,569	6,844,099	20,069,994	11,479,627	34,256
16	6,445	6,677,417	19,604,572	11,390,961	33,996

(注) この表は、「15 - 1 課税状況」を累年比較したものである。